

亀山市告示第205号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部用地管理室に申し出てください。

平成27年12月18日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（マウンテンバイク）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅B54
- 4 保管期間 平成27年12月14日から平成28年3月15日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - (1) 色 銀
  - (2) 防犯登録 三重県警察 三重県警察 08 - H - 43179

第2

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅B54
- 4 保管期間 平成27年12月14日から平成28年3月15日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - (1) 色 銀
  - (2) 防犯登録 愛知県警察 13 - ア - 83442

### 第 3

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 S T H G B 2 3 6 1 9
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 5 4
- 4 保管期間 平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日から平成 2 8 年 3 月 1 5 日  
まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - ( 1 ) 色 銀
  - ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 0 - H - 0 0 8 4 3

### 第 4

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 5 4
- 4 保管期間 平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日から平成 2 8 年 3 月 1 5 日  
まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - ( 1 ) 色 白
  - ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 0 - K - 0 0 0 6 8